



# 障がいを理由とする差別のない 共生社会を実現しましょう



市では、「戸田市障がいを理由とする差別のない共生社会づくり条例」を定め、共生社会づくりのための施策を推進する「市」と、共生社会について正しい理解を深めるように努める「市民」「事業者」について、それぞれの役割を定めています。

■問い合わせ 障害福祉課(内線699)

## 条例が目指す理想像



障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある方もない方も分け隔てなく、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、共に安心して暮らすことのできる社会(共生社会)を実現することです。

## 共生社会のための第一歩

障害者差別解消法の改正により、4月1日(月)より、市に加え事業者に対しても、障がいのある方への合理的配慮の提供が「義務」となりました。

### 合理的配慮

市と事業者がその事務・事業を行うにあたり、障がいのある方から「社会的障壁を取り除いてほしい」旨の意思表示があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは可能な限り対応すること

例

意思の表明

負担が過重でないとき

耳が聞こえづらいので、講演会での席を前方にしてくださいませんか？



はい、かしこまりました。前方の席をご準備いたしますね

※「前例がないこと」は断る理由になりません。合理的配慮の提供は個別の状況に応じて検討する必要があります

合理的配慮の提供にあたっては、対話を通じて相互に理解することが大切です。  
市では、障がい者への理解を深めるための啓発活動などを実施していきます。



## 「これって障がい者差別？ 虐待？」不安なときはご相談を

### ● 障害者基幹相談支援センター(障害者虐待防止センター)

住所 〒335-0022 戸田市大字上戸田5-6  
福祉保健センター内

電話 446-6785 FAX 446-6752

電子メール kikan@wakakusa-kai.com

開所日時 平日、午前8時30分～午後5時15分

定休日 土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日

※緊急時には開所日時外や定休日についても24時間、電話での対応を行っています

### ● 市役所 障害福祉課

住所 〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1  
戸田市役所2階6番窓口

電話 441-1800(代表) FAX 444-5588

開所日時 平日、午前8時30分～午後5時15分

定休日 土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日